

法人、個人事業や農業を営まれている方へ

「償却資産」の申告が必要です

固定資産税は、土地、家屋のほか償却資産（事業用）にかかる税金です。

償却資産とは、会社、商店、農業、不動産などの事業を営まれている方（法人及び個人）が事業用に使用している構築物、機械、器具、備品などです。

◎償却資産の種類（例）

〈構築物〉
ビニールハウス、畜舎、堆肥舎、舗装路面、外構看板等

〈機械及び装置〉
乾燥粉摺り機、管理機、動力噴霧機、土木建設機械、食品製造加工設備等

〈工具・器具・備品〉
パソコン、コピー機、テレビ、エアコン、陳列棚、応接セット、自動販売機、医療機器、理美容機器等

●1月1日現在の資産を

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している資産を1月末日までに申告することになっていきます。

●2月1日までに申告

申告書を12月中旬に発送します。平成22年2月1日（月）までに必ず申告をお願いします。
新たに事業をはじめられた方で申告書が届かなかった方は税務課までご連絡ください。



担当:水町

◎政策部 税務課

☎(23)020200

固定資産税は、1月1日が賦課期日です

家屋の新・増築、取壊しは 税務課へご連絡を

新・増築をした場合

住宅、店舗、納屋、車庫などの家屋を新・増築された方は、新たに固定資産税が課税されます。

課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談のうえお伺いします。

取壊しをした場合

家屋の一部または全部を取壊したり、年内に取壊す予定のある方は、来年度からはその解体部分は、課税の対象から除かれますので、ご連絡ください。

なお、すでに法務局（登記所）に取り壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。



担当:鈴田

◎政策部 税務課

☎(23)020200



【有料広告】

広告 事業主の皆さん あなたの会社の人材育成・人材確保・職業教育システムの構築に

ジョブ・カード制度がお手伝いします。

ジョブ・カード制度とは？

- 正社員としての経験が少ない求職者を企業が一定期間雇用し、現場での職業訓練や座学を通じ、職業能力を高めることによって、正社員として安定的な雇用への移行を促進する制度です。
- ジョブ・カード制度を活用して、正社員を希望する求職者を雇用し、職業訓練を行う企業に対する支援（訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部助成）があります。



群馬県労働局 群馬ジョブ・カードサポートセンター 群馬市大字高井原4296-41 TEL/FAX02654-63-3511
佐賀県労働局 佐賀県地域ジョブ・カードセンター 佐賀市松原1-2-35 TEL0952-27-9870 FAX0952-25-0477

厚生労働省
ハローワーク
（後）番号・能力開発課